

鎌倉期公家訴訟制度について—院評定制の成立—

長谷川 崇朗

はじめに

十二世紀末から十四世紀前半にかけての歴史は、鎌倉幕府の動向を中心にして語られることが多い。それは、なにより「鎌倉時代」という名稱そのものに端的に示されている。確かに鎌倉幕府の成立は日本の中世の始まりに大きな役割を果たしたし、その後の歴史は幕府によって主導されていくことになった。だが、幕府の成立が朝廷の律令秩序を完全に破壊するものではなかったことも見逃してはならない重大な事実である。幕府の成立によって朝廷は唯一の支配機構という地位を失うことにはなったが、依然として一方の支配機構として存在したのである。その後、幕府が発展していくのに對して、徐々に支配の範囲を狭めていくことにはなるが、朝廷は支配機構としての活動を続けている。その代表的な例が訴訟である。

鎌倉時代、朝廷において訴訟制度は大きく整備が進んだ。承久の乱を挟んで鎌倉時代の朝廷は大きな変化を遂げるが、訴訟制度からみるとその変化のターニングポイントとなつたのは後嵯峨院政に於ける院評定制の成立である。橋本義彦氏は後嵯峨院政を「中世的院政」の完成期であるとされ、評定衆と伝奏を一本の柱とする執政体制が確立されたことを指摘されたが⁽¹⁾、特に院評定制の成立は訴訟制度の一応の確立であると評価できる。橋本義彦氏は院評定についても構造やその後の展開について実証的に考察されており、それらは現在でも通説となつていているが⁽²⁾、近年、さらに朝廷の訴訟制度の面から院評定に関する研究が進み、

多くの成果を上げている⁽³⁾。従来の院評定制を幕府の申し入れを受けたものであるとしたり⁽⁴⁾、幕府の評定を参考にしたものであるという理解⁽⁵⁾に新たな視点を加え、公家政権の内的な要因から考察を行い得る状況になつたといえる。

本稿では、まずこれらの研究に従い、院評定制の成立を公家政権の訴訟制度の発展からとらえることを第一の課題とする。第二の課題は、訴訟制度の整備を進めた公家政権の実態を、当時盛んに叫ばれた「徳政」⁽⁶⁾の視点から分析することである。考察の対象は、承久の乱を挟んでの朝廷の変化を入れるために、乱以前の後鳥羽院政から院評定の成立に至るまでとしたいたい。

以上のことを念頭に置いて、鎌倉時代の公家訴訟制度について考察していく。

一、朝廷訴訟の変遷

後鳥羽は建久九年（一一九八）に源通親の外孫にあたる皇子為仁（土御門天皇）に譲位し、上皇として院政を始める。以後、承久の乱に至るまで、朝廷の訴訟制度を主催したのは後鳥羽上皇であった。

後鳥羽院政に於いて訴訟機関として中心的な役割を果たしたものは記録所であり、裁決に対し意見具申を行う在宅諮問や院殿上議定であった。まずは、当該期の公家訴訟制度において中心的な役割を果たし、永井英治氏によつて「訴訟審議センター」と評価されている⁽⁷⁾記録所について考察を加えたい。記録所が後鳥羽院政においても訴訟審議において

て中核的位置を有していたことは、後鳥羽上皇が山僧・神人の寄沙汰の横行に対し「有訴訟者於記録所可有決断」⁽⁸⁾と発言していることがらも明らかである。九条兼実の失脚の後も記録所は活動を続け、訴訟がそこに集中する状況が生まれていた。そこで行われる訴訟審議の役割は大きくなり、文書の真偽鑑定に加えて、法律的判断を寄人の審議を通じて行つていたと考えられる。その好例と言えるのが、建保五年(一一七)の摂津国長洲御厨をめぐる東大寺と鴨社の相論である。この相論ではもともと東大寺領であった所に鴨社が開発を行つて社領としたことが問題となっていたのだが、記録所は弘仁十年十一月五日格を主な根拠として、「以開墾人・為地主」⁽⁹⁾と鴨社の領有を認める勘申を行つている。ここでは記録所は理非の判断を直接法令に基づいて行つてゐるのであり、法的審議機能を備えていることを示したと言えよう。記録所には、まさに「訴訟審議センター」という言葉があつてはまるのである。

記録所の変化は勘申の利用の面にも及んでいる。この時期勘文は直接上皇のもとに提出され、上皇はそれに訴陳状や問注記などを加えて一まとめにして個々の公卿に見せ、請文の形で意見を徵するという使われ方をしている⁽¹⁰⁾。記録所勾当などにも上皇の側近が充てられてゐたのであり、記録所は上皇のもとの訴訟機関として活動していたと言えるであろう。記録所の勘申を受け、裁決に参考意見を述べる存在であつた公卿の合議にも変化が見られる。伝統的な陣定⁽¹¹⁾は改元など特殊な場合にしか催されておらず、内実の伴わない条定が付随するなど儀式化が著しくなつてゐる。その役割を代わりに果たしたのが、上述のように個々の公卿に意見を求める在宅諮問と呼ばれる方式である。

在宅諮問の事例は『猪限関白記』では正治元年(一一九九)から建仁二年(一二〇二)にかけて散見されるが、記主である近衛家実の答申は概ね「任記録所勘状可被裁許」というものに過ぎないことから、「上皇の専制を掣肘できない在宅諮問」⁽¹²⁾という評価も下されている。その

答申すら、無視されることがあることが、永井氏の考察された正治元年(一一九九)の鴨社氏人の田地相論において明らかである⁽¹³⁾。家実は「任記録所勘状可被裁許」という答申を行つてゐるが、「於記録所可被定鴨社氏人訴宣旨」が下され、記録所での再審議が命じられているのである。在宅諮問は院の裁決に対して参考意見を提出するにとどまるものであつたと言えよう。

一方で建永年間(一二〇六～一二〇七)頃から、陣定の出席者でもあつた特定の公卿が、院の殿上で議定を行うようになることが指摘されている⁽¹⁴⁾。院殿上議定そのものは後鳥羽院政の初期から開催されているが⁽¹⁵⁾、建永年間頃から出席者の固定化傾向が現れるのである。建暦二年(一二一二)三月四日の院殿上議定に参加した近衛道家は「列此内、面目可遂歟」⁽¹⁶⁾と述べており、一定の組織的な集団と認識されていたことがわかる。建永元年(一二〇六)六月に在宅諮問が行われてゐるが⁽¹⁷⁾、この時の在宅諮問は固定化された議定出席者を中心とした諮問となつており、院殿上議定の代わりに行われた在宅諮問と見られる。在宅諮問でも院殿上議定の場でも「議奏」⁽¹⁸⁾する特定の意見具申者集団が形成されたのである。

院殿上議定の出席者のもう一つの特徴は、日野資実、三条長兼らの実務官僚的な人々が議定に加わつてゐることである。しかも彼らは、議定に於いて重要な役割を果たしていちらしく、前官者となつた後も議定に参加している⁽¹⁹⁾。後の院評定において実務派公卿が担つた議事の運営等の役割を果たしてゐたとも考えられるだろう。

院殿上議定について、上皇の近臣が専ら奉行を務め、上皇の在所を開催の場としていること、開催の期日すら不定期で上皇の一存によつて決められている等の特徴をもつて、本郷氏は「あくまでも上皇の議定であった」⁽²⁰⁾とされた。このことは、審議の結果をまとめていこうとする方向性を持たず、院の裁断に対する参考意見を提出するにとどまるとい

う点から見ても当てはまる」とことであつた。院殿上議定もまた院の裁決に対する意見具申機関にとどまるものであつた。

以上、後鳥羽院政期において訴訟に関係したと思われる機関を考察した。上皇のもとで記録所が訴訟を受け付け、勘申する。後鳥羽上皇は必要に応じて院殿上議定を催して、参考意見を徵し、それらを参考にして判断を下すというのが、訴訟審議の大まかな流れである。上皇の完全な主導によつて訴訟の裁定が行われていることが確認できる。

建保元年（一二一三）からはこの院殿上議定も行われなくなる。⁽²¹⁾

代わりに議定の奉行をしていた人々の奉じる院宣のみが、訴訟の経過と結果を伝達する文書として発給されるようになるなど、訴訟の受理、奉行の選択すら院の側近に委ねられる状況となる。制度よりも上皇の意志が尊重されるようになり、上皇との人的関係が官職より重んぜられ⁽²²⁾、そのことによつて訴訟の奉行の特定化も進むのである。これはまさに後鳥羽上皇の専制と呼び得る状況であつた。この制度を超越した後鳥羽の専制は「貴族層が院の専制を制御する公家社会内部の自制力を完全に消滅させ」、「なんらのチェック機構を有さぬまま専恣な独走へと走る」⁽²³⁾ことになるのである。

（二）殿下評定の成立

承久の乱後の朝廷では、院政という政治形態の継続をねらう幕府の意向によつて後堀河天皇が即位し、その父後高倉が天皇を経ないまま上皇となり院政を行つた。しかし、高倉院政は貞応二年（一二一三）五月には開始後わずか二年にして院の死により終わりを告げる。その後は、院政の不振、不在ともいえる期間が長く続き、この後高倉院政から寛元四年（一二四六）に始まる後嵯峨院政までの間には、貞永元年（一二三二）十月から文暦元年（一二三四）八月まで約二年間、後堀河院政が行われたのみである。承久の乱から、後嵯峨院政までの約二十五年の間に院政の行われた期間は通算しても四年に満たないのである。この間、朝政は基本的には九条・西園寺両家の連携によつて進められた。なかでも特に朝政を主導する役割を果たしたのが九条道家であり、道家によつて訴訟制度の整備も進められるのである。

九条道家は承久の乱後、廟堂の責任者として摂政を辞し、一時朝政から遠ざかっていた。しかし、西園寺公經と結んだ道家は安貞二年（一二二八）再び閑白として起用される。道家は女を後堀河天皇の后とし、伝統的な外戚の地位も利用して政治の実権を握る。以後、摂關の座は、道家再任の時期を挟んで、九条教実、近衛兼經、二条良実、一条実經と、道家の子と孫によって独占される。彼らは一応朝政の統轄者の地位にあるが、「大殿道家に拘束されており、彼の意向に従う限りにおいて主体的に行動し得た」⁽²⁴⁾という評価を本郷氏が与えられているように、実権は道家にあつた。院政の不在という状況下、天皇の外戚と摂關という地位を使つた、まさに摂關政治と呼び得る政治が行われたのである。寛元四年（一二四六）の失脚にいたる十八年の間朝廷の動向は道家を中心いて展開していくことになる。道家は朝廷の訴訟制を主導しその整備を進め行くが、そこで重要な役割を果たしたと考えられるのが殿下評定であ

二、九条道家の執政

る。

殿下評定とは、佐藤進一氏が九条道家の朝政主導期について、「道家専権下の政治を見ると、まず気づかれるのは道家もしくはその代理人である摂政・関白の専恣な執務であり、(中略)一般的の相論は関白の邸に数人の公卿を指名、招集しての議定で処理されること、摂政の場合と同じであった」⁽²⁸⁾と述べられている議定のことである。この議定の性格等について佐藤氏はこれ以上は言及されていないが、近年岡田智行氏ら

によつて実証的な研究がなされた⁽²⁹⁾。『平戸記』において「議定」とも「評定」とも称される殿下の邸において催されるこの議定を、岡田氏の研究にならい殿下評定と呼称を統一して考察を進めていく。

殿下評定の記事はそのメンバーでもあつた平經高の『平戸記』に数多く見ることができる。その多くは評定の経過についても詳細に記されており、議事の進行等についても検討を加えることが可能である。その際、まず第一に注目されるのは、議論の結果、多数意見が採用されていることである。結論は、評定終了後に列席者の最も官位の低い者が文書化し、列席者のチエックを経た後、殿下に上申される。陣定などの議定では列席した公卿は各々の意見を述べることに終始しており、議論を積極的に展開したり、結論を一つにまとめていこうとすることはほとんどなかつた。それに対して殿下評定は原則的に評定としての結論をまとめる方向性をもつており、積極的な議論が行われる。さらに多数意見の採用により結論をまとめることがある。両者に基本的な相違があることは明らかであろう。また、殿下評定の基本的なパターンは、殿下からの関係文書の廻覧・提示と評定の催しがつて、評定の開催があり、その結論が文書化され殿下に上申されるというものである。この経過から明らかなように、殿下評定は殿下の主導権のもとに運営された殿下の諮問機関であつた。そのことは評定の催しが家司の奉ずる御教書でなされていることからも裏付けられよう。

殿下評定の構成についても、列席者の主たる顔ぶれは、中納言級二人、参議級二人の中下流の貴族であり、彼らが中心となつて評定は運営されていたのである。この四人に共通する特徴は九条家との縁故と、実務に堪能であることである。この特徴は他の出席者にもほとんど当てはまる。殿下評定が殿下の意志形成のためのブレーン会議であったことを表すと言えよう。

(二) 訴訟制度としての殿下評定

殿下評定で取り上げられている議題事項を見て、まず最初に注目されるのは諸社祭礼興行事、大嘗会用事不足事など、伝統的に陣定で取り上げられている事項が含まれていることである。そして議題事項の過半を占め、殿下評定を特色づけているのが庄園所領に関する相論である。しかも取り上げられている相論には、摂関家や興福寺、春日社の庄園所領を対象としない、すなわち家政範囲に属さないことが明らかな例も数多い⁽³⁰⁾。陣定と共通する事項を取り上げていること、摂関家の家政範囲に属さない相論を取り上げていること等の特徴から見て、殿下評定は摂関家の家政処理機関を越える役割を担つていたことが推測されよう。

果たして、寛元二年(一二四四)十一月六日の紀伊国木本庄相論事を取り上げた評定は、「木本庄相論事、可有議定云々、是内裏之仰云々」⁽³¹⁾と「内裏之仰」により催されている。そして評定の結論は「大藏卿独祇候書之、後日可被奏云々」と菅原為長が文書化して、後日天皇に奏聞するのである。つまりこの評定は形式的には天皇の諮問機関の役割を果たしたと言える。

殿下評定は、家政範囲の事項だけではなく、朝政に関わる事項をも評定の対象とする機関であったのである。その二つの議題事項の性格は、評定の主催者である殿下の立場を反映したものであると言える。一つは藤氏長者の主催する藤原氏の家政機関的性格であり、もう一つは朝官と

しての摂政関白に付属する政府機関的性格である。殿下評定は九条道家が朝政を主導することに伴つて政府機関的性格を強めて行つたと思われる。つぎに、そのことを確かめるために殿下評定の歴史を検討してみる。摂政関白が自邸において貴族を召して評定を催すことは摂関時代すでに確認できる⁽¹⁾。その後も院政時代にかけて、『中右記』、『水左記』、『帥記』、『猪隈関白記』などに評定の記事は散見される。しかし、摂関時代から院政時代にかけての事例には、道家の朝政主導期の殿下評定とは異なる特徴を指摘できる。列席者は摂家の子弟を中心として、大臣や大納言も含まれているなど藤氏長者の身内、側近集団と呼べる人々である。取り上げられている事項を見ると、最も多いものが殿下の賀茂社、春日社への参詣に関する事項であるなど藤氏長者や藤原氏の家政に関する事項が議題の中心を占めている。この期間の評定は、殿下の身内、側近の公卿に支えられ、藤原氏に関係する事項を主たる対象とした存在であり、摂関というより藤氏長者の評定であつたといえる。陣定の案件を陣定に先立つて取り上げている例⁽²⁾や、結果が院に奏聞され判断の参考となつている例⁽³⁾なども確認できるがその数は僅かであり、特異な事例であると断じ得る。

こうした状況に基本的な変化が見られるのが承久の乱後である。寛喜三年（一二三一）五月三日に天下飢饉事に関する評定が催された。この評定については、『民経記』同日条に「今日於殿下、天下飢饉事、内々有評定云々」とあり経過も詳細に記されているが、列席者は権中納言勘解由小路頼資、同日野家光、參議左大弁平範輔、藏人頭葉室資頼などである。列席者に対し九条道家は、寛喜の飢饉の対策として、改元、賑給、衣服過差などの諸事を諮問している。道家のこの内々評定では全て朝政に関する事項が取り上げられ、列席した公卿は摂家の家礼となる門流の出自である。そして、この殿下評定の結果を受けて、同年五月十七日の改元定（ただし、これは延期される。）、同月二十九日の賑給定が催されていくことになる。この時点において殿下評定の性格に大きな変化が起こつてゐることが認められよう。

寛喜三年（一二三一）に九条道家が関白を辞し、息子の教実が関白に任せられた後も、天福元年（一二三三）五月四日の群盜事⁽⁴⁾、同年六月二日の大嘗会用途事⁽⁵⁾など摂家の家政範囲を超える事項を取り上げる傾向に変化はない。さらに大きな傾向は、これまでの例では家政範囲を超える事項を取り上げた場合、院や天皇に奏聞したり、陣定へとつながつてゐたのであるが、そうした経過が見られなくなることである。

評定の構成面について見ると、九条教実が自邸に催した評定に列席している公卿は、勘解由小路頼資、二条定高、日野家光、平經高等であり、九条道家の催した評定と重なつてゐる。評定列席者の顔ぶれが殿下が交替してもほとんど同一であることは、後に近衛兼經から二条良実へ交替した場合も同様である。この場合については、さらに『平戸記』に次のようないい記事がある。

廿九日癸巳 晴、（中略）參殿下、先是吉田中納言候御前、予參其所、仰云、今日欲議定始雜訴、是不入五月已前也云々、予申可然之由、自前殿下被渡之文書五ヶ条内、被抽一事也、（後略）

（『平戸記』仁治三年（一一四二）四月二十九日条）

この記事から、前殿下近衛兼經から現任殿下の二条良実のもとへ雜訴に関する文書が継続されていることがわかる。殿下評定において議題は殿下の交替に關係なく継続審議されているのである。この時期までに、殿下評定は現任殿下の諮詢機関として確立されていたといえるだろう。

以上、殿下評定の変遷を検討したが、中納言を上限とする家礼的性格の公卿を中心とする構成、陣定で取り上げられる事項をも評定の対象とすることなどの特徴が、承久の乱後、九条道家の朝政主導期に形成されたことが確認できたであろう。こうした変化の中でもう一つ注目されるのが、庄園所領に関する相論を取り上げるようになつたことである。史

料上の初見は、管見の限り仁治元年（一二四〇）七月二十三日の摂政近衛兼経の評定である⁽³⁹⁾。殿下評定は以後、庄園所領に関する相論を主要な議題事項とするようになる。殿下評定は九条道家の朝政の主導、訴訟制の主導に伴つて訴訟機関として整備されたのである。

しかし、九条道家による訴訟制の整備は、あくまでも院権力の不在という特殊な状況下での展開であった。仁治三年（一二四二）の後嵯峨天皇の即位後、朝廷の訴訟制の整備は新たな展開を遂げるるのである。

三、後嵯峨親政・初期後嵯峨院政の構造

（一）鬼間議定の開催

仁治三年（一二四二）正月九日、四条天皇が急死する。その死後、幕府の後援を受け即位した後嵯峨天皇には九条道家とのつながりはなく、九条道家は天皇の外戚という権勢を支えた重要な柱を失う。即位のときの年齢が二十三歳だった天皇は積極的に政務にかかわつていこうとした。その意志の具体的表明の一つと考えられるのが鬼間議定の開催である。

鬼間議定とは、清涼殿の西廂の南端にある鬼間で行われる議定のことである。後嵯峨親政期には計七回行われたことが史料から確認される。陣座で行われる陣定⁽⁴⁰⁾すなわち仗議との大きな相違点は、鬼間議定には閑白が出席し、閑白の領導によつて議事が進行することである。陣定は、太政官の議政官会議という歴史的な伝統を背負つてゐるため、陣定が行われている間は、閑白は、天皇の後見としてその側近に侍し、陣定の終了後、定文の奏上を聞くという立場に立つが、鬼間議定では閑白も臣下として評議に参加するだけでなく、会議を領導し、その結論を天皇に奏上するという立場に立つことにする。

当該期の鬼間議定については、既に早川庄八氏によつて検討がなされているが⁽⁴¹⁾、なかでも鬼間議定に「一種の『御前会議』」的性格を指

摘されている点が注目される⁽⁴²⁾。鬼間議定においては「主上雖隔障子、已以御坐臺盤所」しており、「主上隔障子聞食」⁽⁴³⁾したといい、天皇が障子をへだてて聴聞することを常態とするのである。天皇が公卿による議定を直接聴取することなど考えも及ばなかつた当時、鬼間議定の開催こそは天皇が自ら政務にかかわろうとした意志の具体的表明であつたと考へられる。公卿による審議過程を直接見聞した上で、天皇は自らの判断を下そうとしたのであり後の院評定を考える際にも興味深い。

また、鬼間議定の出席者への催しは、藏人が奉じた「御教書」すなわち綸旨で行われている。このことのみで、議定の開催が天皇の積極的意志によると言い切ることはできないが、天皇の意志によるという形式をとつてゐることは看取できる。早川氏は鬼間議定を「かつて後白河院政期に『院』御所で行われた公卿の議定の、『内』版として位置づけておられる⁽⁴⁴⁾。上皇の後白河が院宣で出席者を指名選択したのと同様、天皇の後嵯峨が綸旨で出席者を指名選択していると考へるならこの指摘も正鶴を射てゐるといえる。またそのことは、議定を領導する閑白一條良実などの九条家勢力と対立しており、後嵯峨天皇の外戚でもある前官者土御門定通が、必ず議定に参加してゐること、天皇が質問する事項を予め参加者に通達してゐる⁽⁴⁵⁾ことなどからみて間違いないとおもわれる。

次に、この時期にも行われていた陣定との関係から鬼間議定を考察する。このころの陣定は出席者のメンバーが固定し、前官者も加わつてゐるという変化はあるが、閑白は天皇を補佐する立場にあり、議定の構成員にはならないという陣定の原則は保持されている。また、この時期の鬼間議定と陣定との関係をよく示す史料として、『平戸記』仁治三年（一二四二）五月十一日条と同月十二日条がある。

仁治三年（一二四二）におこつた、後嵯峨の践祚に伴う国忌の山陵の数の改変の際、「山陵間事、雖不及広、猶於鬼間辺密々可召尋人々云

々」という藏人次官顯雅がつたえた綸言に対し、関白二条良実は、「件以外大事也、可有仗議歟」と答えていた。⁽⁴²⁾ さらに翌十二日の、平経高の意見具申と関白二条良実の返答のやりとりに鬼間議定の意義がよく出ている。

十二日癸巳 晴、爲申山陵間事、參殿之下處、已御參内令乘御車給之間也、仍參進其所、申云、案此事、必可有仗議事也、天曆八年已後至保元、必被行仗議、誠有論奏之程事、爭可有密々議定哉、但當代未被行仗議、初度此事可有憚之由、昨日被議了、其条可然、々者先可被行条事定歟、嘉承二年受禪之後、十二月以吉日被行条事定河内国司申請三ヶ条事、之由、所見也、其翌年有贈后國忌之沙汰、被行仗議論奏事、被宣下也、依此例、如此可候歟如何、仰云、鬼間議定何事在哉之由、入道殿有御計也云々、其條縱於彼所雖有密々議定、不被仗議者、不可及論奏之宣下者、此事未令勘見先例給之間、如此令在給歟、如何、（後略）

（『平戸記』仁治三年（一二四二）五月十二日条）

このやりとりからこの時期でも仗議、つまり陣定がたてまえとしては最高の政務審議の場と意識されていたことがわかる。鬼間議定はあくまでも密々の議定であると考えられていた。しかし、兼盛の罪名定の後も、譲位定の後も、陣定は行われていない。このことから、陣定が最高の審議機関としての機能を十分に果たすことができなくなっていたことが指摘できる。また天皇の下に鬼間議定を組織して、それを梃子にして撲闘家の勢力に対抗していくとする後嵯峨天皇の姿を見ることもできるだろう。

（二）鬼間議定の議事

次に、鬼間議定の議題事項を検討する。まず注目されるのは、仁治三年（一二四二）に即位した後嵯峨天皇がその即位後すぐに公事用途に關

する鬼間議定を、少なくとも三度開催していることである。この時期においての、公事用途の重要性は白川哲郎氏の研究に詳しいが⁽⁴³⁾、『葉黃記』宝治元年（一二四七）三月十一日条の記事に見える「此事（藏人方公事用途勘定の事）、御在位之時、顯雅奉行、以彼用途帳、可勘定之由、被下記録所了、而寄人等評定申云、不被定沽価之法者、爭可定布・絹等之直哉、可被定下之由奏之、此条依難治無沙汰、」より、天皇在位中に後嵯峨が、公事用途の見直し作業を実施しようとしていたことが知られる。この記事と、仁治三年（一二四二）の三度という公事用途関連の鬼間議定の開催数の多さから、この年に即位したばかりの後嵯峨の意向により公事用途の見直しが実施されたことがうかがわれよう。その際は「沽価之法」制定が困難であったため無沙汰となつており、譲位後の宝治元年（一二四七）に再度公事用途見直しの院評定が開かれたと考えられる。後嵯峨は即位以来一貫して公事用途見直しを重要課題として捉えていたのである。また仁治三年（一二四二）四月二十七日の鬼間議定における決定事項の中で、もう一つ興味を引くのは公事用途見直し作業が「経職事弁官之卿相等」⁽⁴⁴⁾に命じられている点である。職事弁官を歴任した実務派公卿こそは、公事用途の調達過程などの実務に関与していたのであり、彼らしか用途の見直しを行い得るものはいない。後嵯峨が企図した公事用途見直し作業において実務派公卿の果たした役割は大きかったといえる。後嵯峨と実務派公卿の結び付きはこの公事用途見直し作業を通じても培われたであろう。ここでは、後嵯峨の政治に対する強い意欲と実務派公卿との結び付きを指摘しておきたい。

次に注目されるのが天変事についての議定である。寛元三年（一二四年）二月十日、天変事への対応について鬼間議定が開かれた。具体的には、徳政、神事興行、仏事興行、僕約、改元について話し合われている。この議定については『平戸記』寛元三年（一二四五）二月十日条に詳細に記されているが、その中に後嵯峨の政務への姿勢をよく示す記事があ

る。

十日乙亥、陰晴不定、自昨日風吹、終日不休、今日依天變事可有議定、(中略)此間主上於南障子内々聞食、頗令開障子口給、頭巾將在長押下、自餘輩在渡殿、近習公卿侍臣等於鬼間東障子外聽聞、頗不穩事歟、如何、(後略)

(『平戸記』寛元三年(一二四五)二月十日条)

この記事によると、この議定やその中でおこなわれた評定を、天皇のみならず議定の構成員以外の近習公卿侍臣らも傍聴していたことになる。当時の朝廷において徳政が最重要事項であったことは以前にも述べたどおりであるが、天変への対応は、自らの意向を朝廷の意志として世に示す機会である。その対応を決定する議定を後嵯峨天皇が自らだけでなく近習公卿侍臣といつた者にも傍聴させたことには二つの意味が考えられる。一つは、この鬼間議定の開催にも示されている後嵯峨天皇の政務への積極的意志であり、議定に参加していないうち近習公卿侍臣らの意見も聞くことによって正確な判断をしようとしたことである。もう一つは、議事を領導する閑白二条良実や一条実経らによつて議事の進行が支配され九条家の意向に添うような決定がなされることに対し、圧力をかけることである。この議定についての分析からも、後嵯峨の政務への積極的意志と九条家との対立が看取できる。さらには鬼間議定がそのための梃子となつていることを確認できると思う。

その後の、兼盛罪名事の議題については、官人に流罪を科す際にはその案件は太政官の審議にかけるという律令以来の伝統に沿い、鬼間議定に先立つて陣定が開かれている。計四回の陣定がこの件に関して開催されたと考へられる。⁽⁴⁵⁾しかし、その四回の陣定を経ても結論は出ず、結局鬼間議定において罪名が決定されたのであり、この点からも陣定の形骸化を指摘できるのである。

しかし、鬼間議定は朝廷の関与するすべての重要な事項について開催さ

れたわけではない。議題事項を見してわかるように、雑訴に属する一般訴訟は鬼間議定の議題事項とはなっていない。この当時、雑訴に属する事項がどのように取り扱わっていたかをよく示す一例として妙音院領下野国佐野庄の領有権相論がある。この相論を本郷氏は分析され⁽⁴⁶⁾、当時の朝廷の最高実力者である、土御門定通と西園寺実氏⁽⁴⁷⁾が争つたものだとされている。このような重大事項が、天皇でも伝統的な公卿の議定である陣定でもなく、従来通り殿下良実のもとでの訴訟によつて裁かれている。『平戸記』寛元二年(一二四四)八月二十八日条に、「件事(妙音院領下野国佐野庄の領有権相論の事)自内裏可被召問可然之輩之由、先日被申、」とあるように、天皇自らが殿下良実と、その下に組織された殿下評定に雑訴の裁決を委ねていることがわかる。このことについて平經高は『平戸記』の同日条で、「成人御時、如此朝務只於内裏可被議定歟、被申殿下之条不得其心、又先例未聞及事也、今上御時如此如何、」と、後嵯峨天皇が成人しており十分に政務を執ることが可能であるにもかかわらず、訴訟の裁決を殿下良実に委任することを非難している。成人したら天皇が政務を執り、内裏で裁決するのが当然であるといふことが経高の意見であるが、九条道家の朝政主導に伴つて形成された摂関家の訴訟制度への訴訟の集中を止めることは後嵯峨にとつても容易なことではなかつたといえるだろう。

以上まとめると、鬼間議定とは、前官者を含む構成員、摂関が臨席し

議定の指揮をとつてゐるという特徴を有し、陣定のように列席者が各々の意見を述べるだけに始終するのではなく、議定としての結論をまとめる方向性を持つていたと考えられる。議定で取り上げられる議題事項は陣定と共通してゐるものも見られるが、天皇あるいは天皇家に関する事項も一方の中心となつてゐる。ここに家政機関的性格と国政機関的性格をあわせ持つという、殿下評定と共に通する特徴を指摘できる。後嵯峨が自らのもとにあつた家政機関を拡充し、国政に関わつていくための梃子

にしようとしたものが鬼間議定の開催であったと総括できるだろう。しかし、この鬼間議定は重大な欠点も有していた。雑訴に属する一般訴訟が議題になり得ないということである。陣定と同じく伝統的なものであつた議定で討議の対象となつたものは、ほとんどが儀式的要素の濃い事件であつた。その点では、当時の徳政とされた雑訴興行への対応は困難であり、殿下評定という訴訟制度に対抗できるものではなかつたのである。

四、後嵯峨天皇と九条道家

後嵯峨天皇は、即位の後、当時の朝廷の実力者であり実権を握つてゐた九条道家との対立を深めていく。道家は後嵯峨天皇の登位に露骨に不快感を示したままほとんど参内することもなかつた⁽⁴⁸⁾。このことには平經高も反対であつたらしく、後嵯峨の即位後半年たつた仁治三年（一二四二）六月二十六日、道家の初参内の日に「世以不甘心事也、誠有其謂歟」⁽⁴⁹⁾と論難をくわえている。このような道家にかわり、後嵯峨の外戚であつた土御門定通の台頭も目立ち、平經高もまた、「前内府（定通）執権之世」⁽⁵⁰⁾を想像するなど、その力は無視できないものとなつていた。

ただし、朝廷の訴訟制度について見れば、実質的には変化することはなかつたといえる。後嵯峨の即位に伴い、関白は近衛兼經に代わり、道家の次子二条良実が就任した。仁治三年（一二四二）四月二十九日には殿下において雑訴始があり⁽⁵¹⁾、道家の構築した訴訟制は良実に引き継がれている。良実の下には葉室資頼、吉田為経、平經高、菅原為長らの特定のメンバーがあつめられている。以前と同様に、彼らは個々の請文や、評定の開催によつて良実の諮詢に応えている。また『平戸記』寛元二年（一二四四）四月十八日条には、記録所勘状が評定の参考資料とさ

れ、記録所寄人が評定に召喚されている例もある。殿下のもとに朝廷の訴訟制度を整備するという枠組みは変化していないのである。前節で見たように、雑訴に属する一般訴訟は殿下のもとで裁決が行われている。しかし、訴訟制度が依然として殿下のもとにあるとはいえ、鬼間議定の開催に見られるように、政務に意欲を持つた後嵯峨天皇とその外戚である土御門定通の力を無視して、殿下良実が訴訟を進めることはできなかつた。平經高は良実の命によつて土御門定通への使者を多く務めている。土御門定通にも高く評価されていた経高⁽⁵²⁾は、『平戸記』寛元二年（一二四四）正月二十九日条では、殿下良実と定通の間の使者を夜遅くまで努めた後、「此間往反不限一日二日、窮屈無術計」という思想を書き留めている。このように経高は、両者の間を何度も往復し、意見調整に務めていたのである。良実は定通の合意を得、その上で訴訟の裁決を進めたのである。当然、良実と定通の背後には道家と後嵯峨天皇の存在があり、この時期は両勢力の均衡と協調があつたといえる。

後嵯峨天皇が譲位した後も、この関係は基本的には変わることはなかつた。この譲位については、後嵯峨天皇が院政を始めることによつて、「関白及びその背後に控える九条道家の束縛を脱して、自ら朝政の主導権を握り、これを朝政刷新の出発点とするためだつた」⁽⁵³⁾と、後嵯峨天皇の積極的な意向によるものであるとする見解がある。しかし、この時期の両者の関係を考慮したとき、本郷和人氏が考察しているように、「道家は、自分に縁もゆかりもない天皇に代えて西園寺家の血を引く皇子を皇位につけ、後嵯峨天皇と定通の権勢を封じ込めようとした」⁽⁵⁴⁾と見る方が実態に近いと思われる。このような両者の関係を反映して、寛元四年（一二四六）一月二十九日の譲位の後から、院評定の開始され寛元四年（一二四六）十一月三日までの間も重要政務事項については両者の意見の調整がはかられている。この時期に後嵯峨院と九条家との調整役を果たしたのは、院別当として院中雑務管領とも呼ばれる院の家

政運営の実質的中軸を担う職務を果たしており、また九条家との縁故をもち摂関家の家政の管領にも関与していた葉室定嗣である⁽⁵⁵⁾。特に初期後嵯峨院政とも称し得るこの時期、葉室定嗣はしばしば後嵯峨院、九条道家、一条実経のもとへ伺候し、往来している⁽⁵⁶⁾。

その一例として寛元四年（一二四六）四月に問題となつた山門騒動をあげる。四月二日に定嗣が参院して山門衆徒蜂起のことを申沙汰してから経過を『葉黄記』から拾つてみると、院使として九条道家、摂政一條実経のもとに頻繁に通い、それらの意見の調整に務める姿が見て取れる。院の沙汰は、そのうえで決定され実行に移されている。この時期の朝廷の判断は、後嵯峨院と九条家の両勢力の駆け引きを通じて形成されていたのである。

以上、この時期の朝廷の意思是後嵯峨院と九条家の両勢力の意見の調整によって決定されているのだが、この間、寛元四年（一二四六）正月二十二日に、譲位日次事、新主閑院行幸日次事について鬼間議定がおこなわれた後、同年十一月三日の院評定の開始までの約十ヶ月の間、管見の限り議定の開催は確認できない。史料上の制約も考慮しなければならないことはもちろんであるが、この時期の朝廷において繰り広げられたいた両勢力の複雑な駆け引きが、主催者の意見の強化にも繋がる議定の開催を許さなかつたという見方もできるだろう。

（一）院評定制の成立

院評定制の成立は寛元四年（一二四六）十一月三日であると考えられる。この日、第一回の院評定が院中において開かれた。参仕者は太政大臣西園寺実氏、前内大臣土御門定通、中納言吉田為経の三人である。評定衆のメンバーは他に、この日欠席した内大臣徳大寺実基、参議葉室定嗣を加えた五人からなっていた。評定衆の員数は、この後間もなく同年十二月一日より大納言堀川具実が「依所望始入此列」⁽⁵⁷⁾り六人となる。以後後嵯峨院政のもとでは、ほぼ五人から七、八人程度であった。なお摂政或いは閑白は、当初は評定衆の員には入っていないが、九条家勢力が没落し、摂政が近衛兼經に代わると評定への参加が見られるようになる⁽⁵⁸⁾。当初は摂関の立場から隨時評定に参加する建前であつたらしいが、のちには事実上評定衆の一員となり、衆員とともに結番して評定に加わっている。また評定衆のうち、末席の二、三人は必ず政務に熟達した中堅廷臣が充てられており、この実務派公卿の意見は評定において重要な役割を果たしたものと思われる。さらに彼らの一人は幹事役となつて議事を運営し、評定の準備や議事記録の作成に当たる任務をもつていた⁽⁵⁹⁾。

評定衆の構成は階層的に見ると、実氏、定通、実基のような上流廷臣のグループと為経、定嗣のような実務官僚的性格の濃い中流廷臣のグループに分けられる。鎌倉時代を通じて評定衆の一方は中流廷臣のグループ、具体的には勧修寺流・日野流諸家及び平家出身の練達な実務家たちによつてほぼ独占されている。彼ら実務派公卿は議定の重要な構成者として明確に位置づけられていたのである。

評定は毎月六回上皇の臨席のもとに開くのを定例とし、当初は弘御所をもつて評定所に充てていた。その評定において取り上げられた議題事項については、橋本義彦氏が検討され、「（イ）所領に関する訴訟が圧倒的に多く、（ロ）宿曜道相承事や社司・僧職の補任など、いわば人事

五、院評定制の成立

に関する訴訟一従つて（イ）と（ロ）は相関連する場合も多い一がこれにつき、（ハ）それらとやや性質の異なる、神事・公事の振興策或は用途調達法の如き案件も議題となつてゐる」⁽⁶⁾とされている。院評定の初期からこの傾向は顕著であり、第一回の議題から甲乙訴訟を取り上げられていることは注目に値する。鬼間議定では取り上げられることのなかつた雑訴が議題事項の中心を占めているのであり、ここに院評定の特徴が表れているといえる。院評定は殿下評定と同様、訴訟裁断の機能を備えていたのである。

評定の進行については、やや時代が下るが吉田経俊の『経俊卿記』建長八年（一二五六）八月十一日の評定の記事に詳しい⁽⁶⁾。伝奏であり評定衆の一員でもあった経俊は、八月八日に参院して奏事に候したが、その際同月十一日に評定を行うことを申定めた。ついで十日に再び参院し、如鏡・助清相論関係の文書を上皇の御覽に入れ、明日の評定で裁決すべき命を受けた。評定当日の十一日には、経俊は関係文書を携えて参院し、評定衆が参集して上皇が臨席すると、訴陳状等の文書を読み上げている。その後、まず末席の経俊から意見を述べ、順次上席者へ陳述が移り、衆議の結論を経俊が書き留めることで評定は終了している。

この評定の結論を書き留めたものが、いわゆる評定目録である。この評定目録で第一に注目されることは、各条毎に「人々申云」として、衆議の結論を載せてある点である。これは他の評定目録全般にも当てはまる特徴であり、評定の過程がうかがえる最初の史料である宝治元年（一二四七）一月二十六日の『葉黄記』の院評定の記事においても⁽⁶⁾、既に評定で取り上げられた四議題すべてについて「人々被定申之」、「人々被申之」、「人々一同」、「人々被同之」と結論が出されていることから見ても、院評定の当初からの特徴であると思われる。

つまり院評定においては、一応各人の意見が一つにまとめられ、評定目録によって評定衆全体の意見として提出されるのである。これと平安

時代以来の陣定のような、多数決を行うわけでもなく、結論を一つに絞り込むわけでもなく、列席する公卿が各自の意見を展開することが中心となつていて議定とに重大な相違があることは言うまでもなかろう。陣定の結論として出されたのは、各公卿の意見を羅列したにすぎない定文であり、議定の結果も、院、天皇、摂関等への参考意見となるにどまつた。それに對し、評定衆全体の意見をまとめた院評定の結論は高い独立性と効力をもつた。それによつて院宣が下付されたり、各種の指示が実施に移されたりしていることから見てもそれは明らかである。

橋本義彦氏はこのことをもつて、「嘗ての公卿の会議が本質的には諮詢機関の範囲を出なかつたのに対し、院評定は独自の議決機能をもつてゐたと言つてよいであろう」⁽⁶⁾という評価を下されている。院評定の議決機能を強調された意見であるが、このことは院評定制を院権力の掣肘を目的として設置されたものであるとする理解とは直結するものではない。院評定においては議題となる案件自体が、藏人や弁官などの奉行からの奏事が院伝奏を介して治天の君になされる際に決定されている⁽⁶⁾のである。院は奏事として判断が求められた案件の中から、一部を自らの命令で評定にかけたにすぎない。橋本氏も奏事と評定の密接な関係について述べられているが、そのこと自体が院の主導権を保証している⁽⁶⁾のである。

院は奏事として判断が求められた案件の中から、一部を自らの命令で評定にかけたにすぎない。橋本氏も奏事と評定の密接な関係について述べられているが、そのこと自体が院の主導権を保証している⁽⁶⁾のである。院は奏事として判断が求められた案件の中から、一部を自らの命令で評定にかけたにすぎない。橋本氏も奏事と評定の密接な関係について述べられているが、そのこと自体が院の主導権を保証している⁽⁶⁾のである。

院評定は、先にあげた殿下評定と共通する特徴を多く備えている。具体的にあげると、所領相論を主要な議題とすることや、議定における実務派公卿の役割の大きさ、結論をまとめていく方向性をもつていったことなどであるが、これらは訴訟機関に不可欠とされた事柄である。院が訴訟制を主導し徳政を行うための機関としての役割を果たしたのが、院評定であつたといえるだろう。

これまで考察してきたように、院評定制は九条家勢力の没落と前後して設置されている。このことは從来見落とされてきたが、院評定制を考える際により重視されるべき事柄ではないだろうか。後鳥羽院政における議定と、後嵯峨院政において成立する院評定制とを直接比較したとき、両者の間には大きな断絶が存在する。訴訟機関としての要件を備えた院評定が突如成立したように見えるのである。そのことが、鎌倉幕府による評定制導入の勧告を考えたり、院評定を幕府評定の模倣であると考えたりすることの背景となっている。しかし、その両者の間に、九条道家の殿下評定、後嵯峨親政期の鬼間議定の存在を視野に入れたとき、院評定制は両者の特徴を受け継ぎ、当時の徳政であつた叙位除目や雜訴に対応できる訴訟機関として成立したものであると見ることが可能となる。強力な権力をもつ訴訟機関の成立が当時の公家政権内において強く求められており、院評定はそれに応えたものと考えられるのである。

幕府による徳政申し入れは、あるいは公家政権に対しても西国における境相論などの管轄訴訟に的確に対処できる訴訟機関の整備拡充をも求めていたものであつたかもしれない。しかし、幕府の申し入れにおいて問題とされている「徳政」や「叙位除目」は、幕府と同様に、いやそれ以上に公家政権内部において問題とされていた事項である。この申し入れを先にあげた十月の徳政申し入れの際の籌屋の停止とからめ、「公家政権が『徳政』のために訴訟制度の整備を行ない、以後幕府の意向に従つた政治を行なわない限り、京中の治安維持には責任を持たないことを明確にした」⁽⁶⁵⁾とまで見ることは明らかに行き過ぎであろう。幕府は時頼の政策基調となる「撫民」の目的のもとに、朝廷においても徳政が行われることを期待していたと見ることはできるが、それは公家政権の管轄訴訟の処理に、「幕府が責任を持」つたり、「今後その履行を監視していく」⁽⁶⁶⁾ということではない。幕府にとつても公家政権が安定し円滑に運営されて行くことは好都合だったのであり、そのために後嵯峨院が朝

廷の訴訟制度を主導することを承認し、支持したものであるといえるのではないだろうか。院評定はこの幕府の支持も獲得した後嵯峨院が、自らが徳政を推進して行くために設置した機関であると考えられるのである。つぎに、院評定制を徳政の帰結であったという視点から考察してみる。

（二）院評定制成立の意義

院評定制は当時の公家政権内部で強く求められていた徳政に応えたものであつたと考えられる。先にあげた九条道家の天福の奏状において、院評定に繋がるとも考えられるプランが示されていてることは既に述べた通りである。しかし、奏状提出の翌年に後堀河院が死去し、幼帝四条天皇の親政が始まるなど、九条道家が中心となる殿下評定が整備されることになった。だが殿下評定の、摂関の私邸に数名の貴族を招集して評議を行うという特徴は、常に「如例雖不及広、少々召人々、被仰合」⁽⁶⁷⁾という問題を抱えていた。このことが大きな問題となつているのが次の例である。

式部輔事被仰合人々云々、左右両府、前内府、土御門大納言許被仰
云々、不及広歟、此事全不得其意歟、如此事猶及広可被尋問歟、且
可被召問儒道大儒大藏卿、歟、

（『平戸記』仁治三年（一二四二）三月八日条）

摂関が自らと結び付ける強い公卿のみを招集することは、一面では常につきのような問題を抱えることになる。そこから排除された上流貴族の間には不満が蓄積されて行くことになるであろう。摂関が主催する殿下評定の方式をとる限り公家政権全体の合意を得ることは難しい。公家政権全体の合意を取り付けることが可能な議定方式が求められていたといえるのである。院評定制はその要求に従つたものであり、公家政権内の動向の上にあると評価できる。

公家政権内の動向上にあるという点では、叙位除目も又同様である。

先にあげた、式部輔仕問題は、訴訟の問題であると同時に叙位除目の問題でもあった。評定の場を改革し、評定参加者の選択方法を改めることは叙位除目にとつても大きな意味を持つていたのである。さらに、院評定においては「宿曜道相承事や社司・僧職の補任など、いわば人事に関する訴訟」も所領相論について多く取り上げられている。⁽¹⁰⁾ ことも忘れてはならない。院評定は朝廷の最高意思決定機関として叙位除目にも重要な関係をもつていたのである。

「貴族層の利害から遊離した院と固定された貴族の評定メンバーによる合議＝院評定制の成立により叙位除目は有力貴族の恣意的人事を排除し、從来より高次の場で利害衝突が克服されることになった」⁽¹¹⁾ といふ見解がある。これは公家徳政を主に叙位除目について研究された市沢哲氏の見解であるが、この見解はそのまま訴訟にも当てはめることができ。つまりこの時期の徳政は、それ以前のように朝廷の支配の正当性を示す手段として使われるだけでなく⁽¹²⁾、承久の乱によつて崩壊した中核権力の再生を目指したものだったのである。公家政権は承久の乱後、院政の不振ともあいまつて核となる権力を失つた混乱した状況が続いた。叙位除目や訴訟の問題を円滑に解決していくために必要である、公家政権全体が結集できる強力な権力が存在しなかつたのである。この時期に特に強調された徳政とはその権力を確立するために公家社会を再編することであり、その帰結が院評定制の成立であったといえるのである。

六、その後の朝廷訴訟の展開

院評定制が公家政権においてどのような位置を占めていたかをよく示す事例がある。宝治元年（一二四七）四月二十七日の陣定において取り上げられている菅原在匡と菅原公長の座次相論である⁽¹³⁾。この相論は

「此三四年有沙汰未断」という状況にあり、「遂及諸道勘奏」んでいた。この陣定に先立ち寛元四年（一二四六）十一月十日には、官外記と、紀伝、明経、明法道等博士に勘文の提出が命じられている。それに応えて翌宝治元年（一二四七）三月までに計八通の勘文が上申された⁽¹⁴⁾。その勘文を受けて催されたのが今回の陣定だつたのだが、ここでも一つの結論にまとまるることはなかつた。そしてこの座次相論は宝治元年（一二四七）五月一日、さらに六日の院評定において取り上げられることになるのである。この二回の評定の詳細は不明であるが、六日の評定については『葉黄記』にわずかに窺える。

六日、戊午、晴陰、參院、有評定、摂政殿・前内府・内府・堀川大納言・吉田中納言・予等參仕、（中略）秀才座次事、又有沙汰、内府可被改正違法養子之由申之、予申云、就之者、秀才献策已下事、一向可守令条歟、末代難治歟如何者、内府申云、此ハ依先例可被宥云々、一篇事、依事不同、無其理歟、仍予粗申子細、

（『葉黄記』宝治元年（一二四七）五月六日条）

この日の評定において、内大臣徳大寺実基と葉室定嗣との間に激しいやり取りがあつたことがわかる。両者の間には、菅原在匡が祖父菅原淳高の養子となつていたことの法的な判断について意見の対立があり、その点について議論が行われたのである。だが、ここでも結論は出ずさらによ同年六月六日の院評定で取り上げられている⁽¹⁵⁾。「諸道勘奏・仗議之後、度々又有内々議、猶于今不被決、今日重有其沙汰」というこの日の評定では、「内府被立申之趣、猶有御不審、仍度々有評定、而内府大略被誤、此上早可被仰下之由、有御氣色」と、内大臣徳大寺実基が定嗣の意見に同意し、在匡を上臈とすることで結論がまとまつたのである。その結論は早くも同月八日には聖断として太政官機構に伝えられている。八日、己丑、晴、參院、（中略）秀才座、以在匡可為上臈之由聖斷畢、只以御教書仰其由、在匡先可給獻策宣旨歎之由、雖有議、及諸

道勘文、陣定了、尤可被宣下之由有沙汰、被仰下了、藏人大輔光国書口宣、(中略)下左府、々々下外記、々々下式部省、触両人之、

(『葉黃記』宝治元年(一二四七)六月八日条)

院評定の結果を受けて後嵯峨院は「以在匡可為上臘」という聖断をしていて、その後嵯峨院の指示は御教書として示され、藏人の口宣を経由して太政官機構に伝えられている。ここにおいて、座次相論は最終的な解決をみたのである。

ここで取り上げた座次相論の経過を考察すると、まず諸道勘申が命じられ、それを受けた陣定が開催される。しかし陣定では公卿の意見は対立しており、結論はまとまらなかつた。そこで、さらに院評定で意見の調整が繰り返され、最終的な結論に至る。その結論は直ちに後嵯峨院に上申される。それに基づいて院は最終的な判断を下し、その判断が聖断として太政官機構へ伝えられているのである。院評定が今回の裁決において果たした役割の大きさは改めて指摘するまでもあるまい。伝統的な方式である諸道勘申から陣定の開催という過程では、意見の統一が図られる事ではなく、結果として院へ各公卿の意見を示し判断の素材を提供するという役割を果たしたに過ぎない。それに対して院評定は結論をまとめようとする方向性を持っており、積極的な議論を開いて意見の調整を図り、評定としての結論を出す。そしてその結論が後嵯峨院の裁定の基礎となつたのであり、院評定は院の判断形成の一環に位置づけられていたといえる。院評定を略式である「内々議」⁽⁷⁴⁾とする認識も、院評定が本質的に院の意志形成のためのブレーン会議であつたことを示すものであろう。

後嵯峨院政を画期として文書の使用状況に大きな変化がおきる⁽⁷⁵⁾。院宣が公権的権能を獲得するのである。院宣はすでに十一世紀から存在したが、後嵯峨院政期より前の時代においては院宣そのものには公権的権能はなく、主に太政官符・官宣旨・国司宣等の文書発給を誘導する

目的に使われていた。庄園所領に関する訴訟の裁許においても官宣旨が多用されていることが確認される。後嵯峨院政に於いても従来通りの官宣旨での発給は行われているが、新たに院宣が庄園所領に関する訴訟の裁決に使用されるようになる。数量的には院宣の発給がかなり多く、その使用法も官符や官宣旨の誘導ということを越え、院宣そのものが公権的権能を獲得していくのである。院宣は官符・官宣旨等と併存しながらも、庄園所領に関する訴訟の裁許を中心にしてそれらの文書の権能を吸収していくと評価できるのである。

この院宣の公権的権能の獲得の背景には、訴訟の裁許にあたる機関や、裁許の主体の変化があつたと考えられる。具体的には院が裁許権を握り、院評定が訴訟処理機関として位置づけられて行くことを示すものである。後嵯峨院政において院評定制は伝奏とともに院政の柱とされたが⁽⁷⁶⁾、さらにその下に弁官・藏人が奉行として編成される執政体制が確立される⁽⁷⁷⁾。これは院政と太政官機構の制度的結合とも理解できる。院は独自の訴訟処理機関を持つだけではなく、その下に太政官機構を再編成したのである。

後嵯峨院政以後も朝廷の訴訟制度の整備は進められていくが、その整備には後嵯峨院政において確立された執政体制の精緻化と拡張という方法がとられた⁽⁷⁸⁾。院評定制はその整備に中心的な役割を果たし、訴訟機関としての性格を強めて行くのである。

おわりに

承久の乱以前の朝廷においては、記録所等、訴訟機関と呼べるような存在は確認されるが、その活動は制度的に確立されたものとは言い難く、訴訟制度の不在とも呼べる状況であった⁽⁷⁹⁾。この状況に影響を与えたと考えられるのが、承久の乱による院権力の崩壊である。これによつ

て公家政権は中核権力を失い、以前のような院による強力な訴訟裁定が期待できなくなる。中核権力を失うことによって、裁定を公家政権全体に受け入れさせることが困難になるのである。それは、公家政権全体により受け入れられる裁定を可能にする訴訟制度の整備が、権力掌握の梃子となり得る状況を出現させたといえる。その要請に最初に応えたのが九条道家であり、道家の行った殿下評定の整備であった。殿下評定を背景に、道家は訴訟を受け付け、それに裁定を下すことによって、自らの権力を確かなものとしたのである。

しかし、九条道家の訴訟制度の主導は、一面では院権力の不在という

事情のもとに発展した特殊な形態に過ぎなかつた。殿下評定はいかに整備されようとも、摂関の私邸に実務官僚的な中流貴族を召して開かれ、殿下の意志を形成して行くブレーン会議にすぎず、公家政権全体の合意を得ることを目的としたものではなかつた。貴族間の対立を超越した裁定が行われることは困難であり、訴訟の扱いや叙位除目を巡って問題がおこっていたことは、本稿で指摘した如くである。殿下評定の抱えるこの問題の解決のためにには、公家政権全体の最高議決機関において訴訟が取り扱われることが求められたであろう。それを可能にするのは、貴族層の利害から超越した院による訴訟制の主催であり、院のもとでの訴訟機関の確立である。

院評定制の成立を訴訟制度の面から見ると、以上のような公家政権内部の動向の上にあるといえる。上流貴族と実務官僚的性格の濃い中下流の貴族からなるという特徴や、所領や人事に関する相論を主要な議題事項としたという特徴は、訴訟を扱う最高議決機関の成立を示すものと考えられる。このことは、訴訟の重要性を公家政権が認識したことでも表している。雑訴という蔑称をあたえられていた、庄園等に関する訴訟は公家政権の重要な課題へと変化したのである。院評定制は、徳政として雑訴興行、叙位除目の公正が叫ばれた状況に対応した公家政権の訴訟機関

であった。

土地制度上の主導権が鎌倉幕府に担わしていくこともある。後期の公家訴訟制度は、雑訴沙汰を扱う機関として整備されることになる。このような機関の中心に位置したのが、院政と太政官機構の結合とも評価される院評定制である。後嵯峨院政以降、この体制は院政・親政を問わず受け継がれ、訴訟制度の発展の基礎となつた。院評定制の成立によって朝廷は、公権力による裁判の時代であるともいわれる。⁽⁶⁾ 鎌倉後期の状況に対応し得る体制を整えたのである。

註

- (1) 橋本義彦「貴族政権の政治構造」(『岩波講座日本歴史』古代四、一九七六年、のち『平安貴族』、平凡社、一九八六年)八〇頁。
- (2) 橋本義彦「院評定制について」(『日本歴史』二六一、一九七〇年、のち同氏『平安貴族社会の研究』、吉川弘文館、一九七六年)
- (3) 岡田智行「院評定制の成立—殿下評定試論—」(『年報中世史研究』一一号、一九八六年)。本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(東京大学出版会、一九九五年)。美川圭「院政をめぐる公卿議定制の展開」(『日本史研究』三四八号、一九九一年)。
- (4) 佐藤進一『日本の中世国家』(岩波書店、一九八三年)。

- (5) 稲葉伸道「中世の訴訟と裁判—鎌倉後期の雑訴興行と越訴—」(『日本の社会史五 裁判と規範』岩波書店、一九八七年)においても、このように述べられているが、これは通説的見解であり基本的に同意する。
- (6) この時期の徳政については、市沢哲「公家徳政の成立と展開」(『ヒストリア』一〇九号、一九八五年)、稲葉伸道「新制の研究—徳政との関連を中心に—」(『史学雑誌』九六編一号、一九八七年)などに詳しい。

- (7) 永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度—記録所・評定・新制—」
 (『年報中世史研究』第一五号、一九九〇年) 第一章。
- (8) 『猪隈関白記』建仁二年(一二〇二)八月二十三日条。
- (9) 建保五年(一二一七)六月二十五日右大臣藤原道家書状。(同)
- (10) 九月八日前左大臣藤原公継書状(『鎌倉遺文』二三二一・一一三三四号)。
- (11) 『猪隈関白記』建仁元年(一二〇一)正月十七日、二十一日条。
- (12) 平安時代の陣定については、藤木邦彦「陣定について—平安時代における政務執行の一形態—」(『東京大学教養学部人文科学科紀要』第二三輯『歴史と文化』V、一九六一年)参照。また、棚橋光男「院政期の訴訟制度」(『中世成立期の法と国家』塙書房、一九八三年)においては、後白河院政期までの陣定について考察されている。
- (13) 美川圭「院政における政治構造」(『日本史研究』三〇七号、一九八八年)。
- (14) 永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度—記録所・評定・新制—」(前掲)一二頁。
- (15) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)二〇頁。院殿上議定については、永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度—記録所・評定・新制—」(前掲)第二章に詳細な考察がなされている。
- (16) その最も早い例は建久九年(一一九八)十月十三日の叡山衆徒に關して開かれたものなど。(『自曆記』同日条による。)
- (17) 『玉葉』建暦二年(一二一二)三月七日条。
- (18) 『三長記』建永元年(一二〇六)六月十九・二十一日条。
- (19) 『玉葉』建暦二年(一二一二)三月七日条において、院殿上議定の出席者の一人である近衛道家は「大事議奏人數余有仰」と感想を記している。ここでは、院殿上議定に出席することを「議奏」と呼んでいるのである。院殿上議定に於いては、個々の意見がそのまま奉行に
- (20) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)二一頁。
- (21) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)二〇・二四頁。
- (22) 『玉葉』建暦元年(一二一)九月八日条において、道家は「凡近代之政不請才智、不論榮華、只以内奏之者所被許任也」と後鳥羽の除目に対する態度を批判している。・
- (23) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『史林』六七一三、一九八四年)三九頁。
- (24) 永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度—記録所・評定・新制—」(前掲)参照。
- (25) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)六六頁。
- (26) 佐藤進一「日本の中世国家」(前掲)一六七頁。
- (27) 岡田智行「院評定制の成立—殿下評定試論—」(前掲)、本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)第三章、第四章など参照。
- (28) 寛元二年(一二四四)三月十九日の殿下評定で取り上げられる下野国佐野庄をめぐる前右大臣藤原家良と妙音院の相論、同年十一月六日の東大寺領紀伊国木本庄をめぐる相論などは明らかに摂関家の家政範囲には屬さない事項であるが、この他にも摂関家と関わりの薄い事項は多く見られる。
- (29) 『平戸記』寛元二年(一二四二)十一月六日条。
- (30) 『左經記』の、藤原道長が自邸に一部の公卿を召して即位雑事や南都道管事、賀茂祭に関する事項等を議定させていく例、『御堂関白記』の、賀茂詣、石清水八幡宮詣、即位事等の例など参照。

よつて伝えられるという形式をとるのであり、「議奏」と呼んで差し支えないと考えられる。

(19) 具体的には、建暦二年(一二一)から二人は前権中納言という官職でありながら議定に参加している。前官者で後鳥羽の院殿上議定に参加した者は、管見の限りこの二人のみである。

(20) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)二一頁。

(21) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)二〇・二四頁。

(22) 『玉葉』建暦元年(一二一)九月八日条において、道家は「凡

近代之政不請才智、不論榮華、只以内奏之者所被許任也」と後鳥羽の除目に対する態度を批判している。・

(23) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(『史林』六七一三、一九八四年)三九頁。

(24) 永井英治「鎌倉前期の公家訴訟制度—記録所・評定・新制—」(前掲)参照。

(25) 本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)六六頁。

(26) 佐藤進一「日本の中世国家」(前掲)一六七頁。

(27) 岡田智行「院評定制の成立—殿下評定試論—」(前掲)、本郷和人「中世朝廷訴訟の研究」(前掲)第三章、第四章など参照。

(28) 寛元二年(一二四四)三月十九日の殿下評定で取り上げられる下野国佐野庄をめぐる前右大臣藤原家良と妙音院の相論、同年十一月六日の東大寺領紀伊国木本庄をめぐる相論などは明らかに摂関家の家政範囲には属さない事項であるが、この他にも摂関家と関わりの薄い事項は多く見られる。

(29) 『平戸記』寛元二年(一二四二)十一月六日条。

(30) 『左經記』の、藤原道長が自邸に一部の公卿を召して即位雑事や

- (31) 『水左記』『帥記』承暦四年（一〇八〇）九月十九日・二十日条などに取り上げられている宋からの牒についての十九日の評定と翌二十一日の陣定。
- (32) 『猪隈関白記』承元二年（一一〇八）閏四月十九日の議定の結果は、その翌二十日後鳥羽院に奏され、院の最終的な判断の参考とされている。
- (33) 『民経記』天福元年（一一三三）五月四日条。（『大日本史料』第五編之八）。
- (34) 『頼資卿大嘗会雑事定記』天福元年（一一三三）六月二日条。（『大日本史料』第五編之九）。
- (35) 『平戸記』仁治元年（一一四〇）七月二十三日条。
- (36) 陣定については、前章までの註などを参照。
- (37) 早川庄八「寛元二年の石清水八幡宮神殿汚穢事件－平戸記の関連記事・試読－」（『名古屋大学文学部研究論集』XCV 史学三二、一九八六年、のち同氏『中世に生きる律令』、平凡社、一九八六年）参照。
- (38) 早川庄八「寛元二年の石清水八幡宮神殿汚穢事件－平戸記の関連記事・試読－」（前掲）一九一頁。
- (39) 『平戸記』仁治三年（一二四二）四月二十七日条など。
- (40) 早川庄八「寛元二年の石清水八幡宮神殿汚穢事件－平戸記の関連記事・試読－」（前掲）一九四頁。
- (41) 『平戸記』寛元三年（一二四五）二月八日条。
- 八日癸酉 朝晴、（中略）土御門前内府被送消息云、明後日議定定參敷、可被尋事篇目、自上可被仰云々、其篇等密々注送、芳志之至也、但此内猶定有取捨也、大概為存知云々、件事頗非先例歟如何、この記事から、議題事項の決定に土御門定通、さらには後嵯峨天皇が強い影響力を持つていたことが窺える。
- (42) 『平戸記』仁治三年（一二四二）五月十一日条。
- (43) 白川哲郎「鎌倉期王朝国家の政治構造」（『日本史研究』三四七号、一九九一年）参照。
- (44) 『平戸記』仁治三年（一二四二）四月二十七日条。
- (45) この石清水八幡宮神殿汚穢事件とその経過については、早川庄八「寛元二年の石清水八幡宮神殿汚穢事件－平戸記の関連記事・試読－」（前掲）において詳細に検討されている。この事件に関して催された陣定は、寛元二年（一二四四）十月十四日、十一月二十日、寛元三年（一二四五）四月十四日、六月二十八日の四回。鬼間議定は寛元三年（一二四五）七月九日。寛元三年（一二四五）六月二十八日の第三回の陣定以外は『平戸記』の記述から議事の経過が具体的に窺える。
- (46) 本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（前掲）九七頁。
- (47) 西園寺実氏は当時、九条家に並ぶ実力を備えていた西園寺家の当主。西園寺家は後に、関東申次家として朝廷に権勢を誇ることになる。
- (48) 九条道家は後嵯峨の即位の決定の後、屋敷に引きこもり六月になつて初めて参内する。
- (49) 『平戸記』仁治三年（一二四二）六月二十六日条。
- (50) 『平戸記』仁治三年（一二四二）正月十九日条。
- (51) 『平戸記』仁治三年（一二四二）四月二十九日条。
- (52) 『平戸記』仁治三年（一二四二）三月三日条に、土御門定通が平経高を重用すべきことを奏聞したことが記されている。
- (53) 佐藤進一『日本の中世国家』（前掲）一六八～一六九頁。
- (54) 本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』（前掲）一〇一頁。
- (55) 後嵯峨院と葉室定嗣との関係については、岡田智行「院評定制の成立－殿下評定試論－」（前掲）、九条道家と葉室定嗣とのつながりについては美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」（前掲）に詳しい。

- (56) 『葉黄記』の事例では、山門や東大寺に關係する事柄は主に後嵯峨院と九条道家との間で処理され、除目については院と摂政一条実経との間で処理されている。このことは、摂政が天皇の代理として叙位除目を行うことと關係しているであろうが、一面では道家が除目の決定に直接関わることができなくなっていたことを示すものであろう。
- (57) 『葉黄記』寛元四年(一二四六)十二月一日条。
- (58) 管見の限り史料上の初見は宝治元年(一二四七)三月一日の院評定である。『葉黄記』同日条参照。
- (59) 『葉黄記』には、成立後間もない院評定における葉室定嗣と吉田為経の活動が散見される。
- (60) 橋本義彦「院評定制について」(前掲)七四~七六頁など参照。
- (61) 『経俊卿記』建長八年(一二五六)八月八日~十三日条を参照。
- (62) 『葉黄記』宝治元年(一二四七)一月二十六日条。
- (63) 橋本義彦「院評定制について」(前掲)七四頁。
- (64) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(前掲)参照。
- (65) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(前掲)四五頁。
- (66) 美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(前掲)四四~四五頁。
- (67) 『平戸記』仁治元年(一二四〇)閏十月八日条。
- (68) 橋本義彦「院評定制について」(前掲)七五頁。史料上確認できる早いものでは宝治元年(一二四七)五月一日条から取り上げられている座次相論など。『葉黄記』宝治元年(一二四七)五月一日条など参照。
- (69) 市沢哲「公家徳政の成立と展開」(前掲)一二三頁。
- (70) 鎌倉期の徳政については、市沢哲「公家徳政の成立と展開」(前掲)、稻葉伸道「新制の研究—徳政との関連を中心に—」(『史学雑誌』九六編一号、一九八七年)など詳しい。
- (71) 『葉黄記』宝治元年(一二四七)四月二十七日条。(『大日本史料』第五編之二十一卷に活字化。)
- (72) 『大日本史料』第五編二十一卷、寛元四年(一二四六)十一月十日条に収録。
- (73) 『葉黄記』宝治元年(一二四七)六月六日条。(『大日本史料』第五編之二十二卷に活字化。)
- (74) 前掲の『葉黄記』宝治元年(一二四七)六月六日条には、「諸道勘奏・仗議之後、度々又有内々議、猶于今不被決、今日重有其沙汰」とあり、先の院評定を「内々議」と呼んでいることが確認される。
- (75) 院宣、官宣旨などの文書の古文書学的考察については、日本歴史学会編『概説古文書学』古代・中世編(吉川弘文館、一九八三年)や、富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷」(『古文書研究』一四・一五号、一九七九年~一九八〇年)などに詳しい。
- (76) 後嵯峨院政の構造については、橋本義彦「貴族政権の政治構造(前掲)、院評定制との関係など伝奏については美川圭「関東申次と院伝奏の成立と展開」(前掲)参照。
- (77) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷」(前掲)。
- (78) 後嵯峨院政以降の訴訟制度の整備については、稻葉伸道「中世の訴訟と裁判—鎌倉後期の雜訴興行と越訴—」(『日本の社会史五裁判と規範』岩波書店、一九八七年)、森茂曉『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九一年)第四章、本郷和人『中世朝廷訴訟の研究』(前掲)などに詳しく分析がなされている。
- (79) 下向井龍彦「王朝国家体制下における権門間相論裁定手続について」(『史学研究』一四八号、一九八〇年)、佐々木文昭「平安・鎌倉初期の記録所について」(『日本歴史』三五一、一九七七年)、棚橋光男『中世成立期の法と國家』(前掲)、五味文彦『院生期社会の研究』(山川出版、一九八四年)など参照。
- (80) 稲葉伸道「中世の訴訟と裁判—鎌倉後期の雜訴興行と越訴」(前

掲)。

(付記) 本稿は一九九七年一月に提出した卒業論文を補訂したものである。補訂にあたり、奈良教育大学の今正秀先生に原稿を読んでいただき、ご助言を得た。記して感謝する次第である。

〈研究室だより②〉

下向井先生をはじめ院の先輩方のご指導のお陰で、無事卒論を書き上げることができ、ホッとしています。下向井研究室は、他に比べて勉強は大変だったけど、それ以上にいろいろと楽しかったような気がします。(卒論を書き上げた今だから言えるのかな?)でも、下向井研で卒論が書いて、いい先生、いい先輩、いい友達に恵まれて本当によかったです。四月から佐賀で小学校の先生となる予定ですが、皆さん集まって飲む時はぜひ呼んでください。(一九九八年三月 06 篠木香代子)

「鎌倉幕府」と言えば、"いい国つくりうるう・・・"程度のイメージしかもつていなかつたわたしが、卒論で得宗專制をテーマにすることは、自分でも驚きでした。そのためか何度も頭を悩ませるはめになりましたが、かえつて新鮮な気持ちのまま仕上げることができたように思います。この研究室で、下向井先生を始め、とても楽しい人達に出会えて幸運でした。ぜひとも、また先生のお宅で集まりたいものです。今後ともよろしくお願ひします。(一九九八年三月 06 吉原直美)

下向井先生をはじめ、下向井研究室の諸先輩方のご指導や励ましによって、卒論を無事書き終えることができました。この卒論によって、日本史を研究することの辛さ、楽しさを味わうことができました。本当にありがとうございました。後二年間ほど下向井先生のもとで頑張りたいと思いますので、下向井先生、勉学においても、そして飲み会の席においてもお手柔らかにお願いします。(一九九八年三月 06 田中基洋)

下向井先生のもと一年半、研究させていただき、卒論を書き上げることができました。研究を進めていくと、多面的に史実を観察していくことの難しさをよく感じました。一つの考え方にはまるとそこから抜け出しがわたくし自身容易ではなかつたからです。これからも、このような観察力は社会に出てわたしのこやしとなると思います。ありがとうございました。

(一九九八年三月 06 杉田知穂)

下向井先生や院生のご指導のおかげで、バスケットボールしかできない僕も、無事卒論を書き終えるとともに、卒業を迎えることができました。先生の学問に対する真剣な一面と飲みの席での壊れた一面のギャップに驚きつつも、自分もそういうふうになりたいと思いました。卒業後は、とりあえず自宅のある和歌山県に帰り、私立初芝橋本高等学校で常勤講師として勤務することになりました。和歌山に来られた際には連絡してください。

(一九九八年三月 06 古久保隆也)